

# 【ご記入上の注意：書式 M-2】

原本郵送で申請：2部  
電子ファイルで申請：1部

- ・依頼の都度 **最新版の書式ファイル** をJCMのホームページからダウンロードして作成
- ・**Adobe Acrobat** または **Reader** で書類を作成（他社製のPDF編集ツールを使用して書類作成しない）

## RIKEN BRC



生物遺伝資源譲渡同意書

国立大学法人〇〇大学 ××学部 理研 太郎

(以下「譲渡者」という。)

国立研究開発法人理化学

正式な機関名称と **研究責任者** のお名前を記入

(以下「譲渡者」という。)

項に同意する。

1. 理研 BRC は、ライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源（バイオリソース）の譲渡を受け、これを収集・維持・保存・増殖・品質管理ならびに研究者に対する提供を行っている。本同意書は、譲渡者が理研 BRC にリソース

**Lactobacillus sp. AB01, Unidentified bacterium CD3**

※複数株記入や別紙添付でも可

(以下「本件リソース」とい

2. 譲渡者は、本件リソースを無  
が含まれる。理研 BRC は、  
品質管理・向上を行い、研究
3. 譲渡者は、本件リソースの譲渡にあたって、本件リソースの由来、特性並びに品質に関する正確な情報（特許、名古屋議定書に関する同意等を含む）を添付する。理研 BRC は、本件リソースに関する情報を必要に応じて更新し、データベース等を介して広く公開することができる。
4. 譲渡者は、本件リソースに関し、本同意書の条件に従って、(1)理研 BRC に譲渡する権限を有すること、(2)理研 BRC が利用を希望する者（以下「利用者」という。）に対し本件リソースの提供を行うことができること、(3)当該利用者が本件リソースを使って研究開発することについて、いずれも法律上あるいは契約上なんら禁止ないし制限がないことを確認し、保証する。
5. 本件リソースの由来は以下のとおりである。

- ・リソースを特定できる **固有の株名や株番号等** を必ず記入
- ・第5項 および 第6項が同一の株は複数記入可
- ・スペースが足りない場合は「別紙添付」と記入し、「生物遺伝資源譲渡同意書 別紙」と題した別紙に菌株情報を記載して添付

(該当する条項の□を■とする。)

該当する項目  
を選択

- 本件リソースは、譲渡者が開発したリソースである。
- 他者が開発したリソースで本件リソースの譲渡にあたっては開発者の許可を得ている。
- 本件リソースは、譲渡者が購入したものであるが、譲渡をすることについて制限を受けていない。
- その他 ( )

6. 理研 BRC は、本件リソースを譲渡者が定める次の条件下で利用者へ提供する。

(該当する条項の□を■とする。)

以下の条件を付加する。(理研 BRC は、付加された譲渡条件をカタログ及びホームページに提供条件として掲載する。)

該当する項目  
を選択

- 利用者は、研究成果の公表にあたって譲渡者の指定する文献を引用する。本件リソースに関する論文が未発表の場合は、「未発表」と記載し、譲渡者は論文発表後、その情報を理研 BRC に送付する。理研 BRC が譲渡者からの情報を受けて、初めて、引用指定論文として、本条件は付加されるものとする。

[指定論文名]

該当する項目  
を選択

- 利用者は、研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする。
- 下記の条件を付加する。(記載例：譲渡者は、本件リソースの提供実績と利用者の利用成果等の情報を理研BRCが譲渡者へ報告することを要求できる。理研BRCはその情報を譲渡者へ送付する。但し、本譲渡においては、提供の事前承諾、利用者及び利用目的の制限、所有権等に関わる条件等は付加できない。)

尚、譲渡者が**選択肢以外の条件を付加する場合、英文で条件文を記入** BRCの合意の上、変更することができる。

7. 譲渡者は、本件リソースの維持・保存・増殖段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の不可抗力によるリソースの滅失・散逸などについて、理研BRCに対し責を問わない。
8. 本件リソースの輸送段階の事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。
9. 理研BRCは、リソース検討委員会、倫理委員会等の意見等を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合は事前に譲渡者に連絡のうえ、本件リソースの維持・保存・提供の中止、その他の処分をすることができる。
10. 譲渡者は、本件リソースの譲渡にあたって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)等、必要に応じて、該当する日本の法令及びガイドラインによって認められる範囲内で取り扱わなければならない。尚、当該関連法令等に基づく手続きが必要な場合には、譲渡者及び理研BRCは当該法令等に従ってその手続きをしなければならない。
11. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書2通(譲渡者1通、理研BRC1通)を提出し、それぞれ1通を所持する。

日付は**空欄のまま**で提出  
(理研BRC側が記入)

西暦 年 月 日

《譲渡者》

機関名： 国立大学法人 ○○大学 〇〇大学 〇〇学部 〇〇研究室 〇〇開発法人 理化学研究所

××学部

バイオリソース研究センター

所在地： 〒 305-0000 茨城県

つくば市高野台 3-1-1

担当者： 理研 太郎

印

研究責任者： 理研 太郎

印

機関長： ○○大学 学長  
筑波 花子

公印  
会社印  
職印

**機関公印、会社印または職印**  
を押印(私印、ゴム印は不可)

機関長の**職名**を併記

機関長として以下の立場の方を想定

- ・ **学長**または**学部長/研究科長** (大学/大学院等)
- ・ **所長** (公立の研究所等)
- ・ **社長** (企業等)
- ・ **知的財産管理に関する部署の責任者**

- ・ 担当者 と 研究責任者 が同一の場合は両方に記名、捺印
- ・ 学生の方はMTAに記名捺印不可
- ・ 浸透印(シャチハタ等)不可